

## 日本英語英文学会会則

改定 2020 年度会則第 1 号 (2021 年 1 月 31 日)

改正 2020 年度会則第 2 号 (2021 年 3 月 6 日)

改正 2021 年度会則第 1 号 (2022 年 3 月 5 日)

改正 2022 年度会則第 1 号 (2023 年 3 月 4 日)

### (名称)

第 1 条 本会は、「日本英語英文学会」と称する。

2 英語名称は、The Japan Association of English Linguistics and Literature とする。

3 略称は、JAELL とする。

### (設立)

第 2 条 本会は、1990 年 4 月 1 日に「八王子英文学研究会」として設立され、2001 年 4 月 1 日を以て学会に改組したものである。

### (所在地)

第 3 条 本会の所在地は、事務局及びその支局とする。

2 事務局は、理事会に於いて決定する場所に設置する。

3 事務局の所在地を変更した際には、総会に報告し、承認を得なければならない。

4 会務を分掌する支局を総会の議決を以て設けることができる。

第 4 条 本会の会計事務を分掌する事務局会計支局を常設する。

2 事務局会計支局は、理事会に於いて決定する場所に設置する。

3 事務局会計支局の所在地を変更した際には、総会に報告し、承認を得なければならない。

4 会計に係る事務は、全て事務局会計支局で行い、本局を用いない。

5 会計事務に係る本会所在地は、事務局会計支局とする。

### (目的)

第 5 条 本会は、英語学、英語教育学、英米文学及び英語圏の言語・コミュニケーション・文学・文化の研究を行い、併せてその成果の発表を通じ、内外の学会との交流を図ることを目的とする。

### (事業)

第 6 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 年次大会及び年次総会

二 機関誌の発行

三 その他必要と認められる事業

### (会員)

第 7 条 本会の会員は、通常会員、学生会員及び賛助会員からなる。

2 通常会員及び学生会員は個人とし、賛助会員は組織を原則とする。

3 学生会員の要件は、細則で定める。

第 8 条 会員は、「[会費納入規程](#)」に基づき、会費を納入する。

2 会費を納入した会員は、第 5 条の趣旨に賛同しているものと見做される。

第 9 条 特段の理由なく 2 年以上に亘り会費の納入が確認できない会員は、退会の扱いとする。

2 その他、入会、退会、休会、復会については、細則で定める。

(役員及び委員会)

第10条 本会は、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 事務局長 1名
- 四 会計局長 1名
- 五 理事 若干名
- 六 評議員 若干名
- 七 監事 2名

2 本会は、次の表の左欄に掲げる委員会を設置し、その下に同表の右欄に掲げる役員を置く。

編集委員会	編集委員長 1名 編集副委員長 若干名 編集委員 若干名
大会運営委員会	大会運営委員長 1名 大会運営副委員長 若干名 大会運営委員 若干名
広報委員会	広報委員長 1名 広報委員 若干名

3 役員への就任にあたっては、総会での承認を得なければならない。

4 評議員又は理事でない者が事務局長又は会計局長に就任する場合、同時に評議員又は理事に就く。

第11条 前条に定める各役員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。但し、「会長」「副会長」「事務局長」「会計局長」「編集委員長」及び「大会運営委員長」については、引き続き2期4年を超えないことを原則とする。

(各役員の役割)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、その職務を代行する。

第14条 事務局長は、会長の委嘱により、事務局を統括して本会の事務を遂行する。

第14条の2 会計局長は、会長の委嘱により、会計局を統括する。

2 会計局は、事務局会計支局に於いて、本会の会計事務を行う。

第15条 理事は、評議員及び理事の議決を以て会長が委嘱し、会務を監督する。

2 特に非改選を認められた理事について、任期のない常任理事として委嘱することができる。

第16条 評議員は、会長の統括の下に、会務を執行する。

第17条 監事は、財政ならびに会務執行の状況を監査する。

(各委員会の役割)

第18条 編集委員会は、会長の委嘱により機関誌の編集・出版を行い、同誌に係る重要事項を審査し、決定する。

2 編集委員会の職務は、編集委員長が統轄し、編集副委員長がこれを補佐する。

第19条 大会運営委員会は、会長の委嘱により大会を運営し、大会に係る重要事項を審査し、決定する。

2 大会運営委員会の職務は、大会運営委員長が統轄し、大会運営副委員長がこれを補佐する。

第20条 広報委員会は、会長の委嘱により本会の広報活動を行う。

2 広報委員会の職務は、広報委員長が統轄する。

3 広報委員の内より若干名を選び、ウェブページの管理を担当させる。

(名誉役員)

第21条 本会は、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問及び名誉顧問は、本会に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 顧問又は名誉顧問を委嘱するにあたっては、理事会の承認を得る。

第22条 本会は、編集委員会に編集顧問を置くことができる。

2 編集顧問は、本会の編集・出版活動に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 編集顧問を委嘱するにあたっては、編集委員会の承認を得る。

第23条 本会は、大会運営委員会に大会運営顧問を置くことができる。

2 大会運営顧問は、本会の大会運営に功労のあった通常会員又は賛助会員組織の長に、会長が委嘱する。

3 大会運営顧問を委嘱するにあたっては、大会運営委員会の承認を得る。

(事務局)

第24条 本会は、事務局の業務を担当する者として、第10条第1項第3号に定める事務局長の他に、若干名の事務局員を置くことができる。但し、事務局員は役員ではない。

(会計)

第25条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

2 当該年度の大会が4月1日より前に開催される場合には、理事会の議決を受け、変更することができる。

(会計局)

第26条 本会は、会計局の業務を担当する者として、第10条第1項第4号に定める会計局長の他に、若干名の会計局員を置くことができる。但し、会計局員は役員ではない。

(支部)

第27条 本会には、次の支部を設ける。

一 東海支部

二 関東支部

三 北海道支部

2 各支部の運営については、それぞれ各支部に於いて定める。

3 支部の設置は、総会に於いて承認を得なければならない。

4 支部の休止及び廃止は、各支部に於ける決定による。休止又は廃止を決定した場合には、直近の総会に報告しなければならない。

(改正)

第28条 この会則の改正は、評議員及び理事の議決による。

2 前項の議決の後、直近の総会に於いて承認を得なければならない。

附 則

- 1 この会則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 従前の「日本英語英文学会会則」（2007年3月10日全部改正）、「事務局謝礼に関する内規」（2016年9月10日制定）及び「各規程・内規の運用等に関する申し合わせ事項」（2014年3月3日決定）は廃止する。
- 3 この会則の施行の際、現に役員に就任していた者の任期は、なお従前の例による。

附 則（2020年度会則第2号）

改正された会則は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2021年度会則第1号）

この改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則（2022年度会則第1号）

- 1 この改正は、2023年4月1日から施行する。
- 2 会則第3条第2項の規定により、事務局を「札幌市北区あいの里五条三丁目1番5号 北海道教育大学札幌校 佐藤亮輔研究室」に設置する。
- 3 会則第4条第2項の規定により、事務局会計支局を「会計局長自宅」に設置する。 ■